

令和 5 年 7 月波佐見町農業委員会総会（初）議事録

日 時：令和 5 年 7 月 2 0 日（木）

9 時 3 0 分～1 0 時 3 0 分

場 所：波佐見町農村環境改善センター
1 階「大集会室」

1. 出席委員（仮議席）

1 番 山口 泰	2 番 田中 孝喜	3 番 小林 孝幸
4 番 西 秀敏	5 番 田島 正孝	6 番 楠田 孝夫
7 番 山本 忍	8 番 村川 浩記	9 番 高尾 晃
1 0 番 松下 喜光	1 1 番 川島 博昭	1 2 番 谷村 英里子
1 3 番 増田 京子		

2. 欠席委員（仮議席）

3. 事 務 局

事務局長 伊藤 幸治 係長 滝川 昌明

4. 総会出席者

波佐見町長 前川 芳徳

5. 議事日程

第 1 会長の互選（農業委員会等に関する法律第 5 条）

第 2 会長職務代理の互選（同法第 5 条第 5 項）

第 3 議席の決定について（波佐見町農業委員会会議規則第 5 条第 1 項）

第 4 議事録署名委員の指名（同法規則第 2 0 条第 2 項）

第 5 農地利用最適化推進委員の委嘱
（農業委員会等に関する法律第 1 7 条第 1 項）

令和 5 年 7 月 2 0 日（木） 午前 9 時 3 0 分開会

事務局

おはようございます。

ただ今から、令和 5 年 7 月 2 0 日付けで農業委員会委員に就任いただきます委員の皆様へ町長より辞令を交付いたします。なお、交付については、1 名の方に代表して辞令をお渡しします。

委員の皆様は、その場でご起立をお願いします。

（委員、起立）

それでは、委員を代表いたしまして、受付順が 1 番であった「山口泰」委員に交付いたします。山口委員は前へお進みください。

（山口委員に、辞令交付）

ありがとうございました。委員の皆様、ご着席ください。

（全委員、着席）

事務局

それでは辞令の交付が終わりましたので、ここで町長からご挨拶をお願いいたします。

町 長

（町長挨拶）

事務局

ありがとうございました。

ここで町長はこの後、他の公務のため退席いたします。

（町長退席）

事務局

それでは引き続き、選任後初めてとなります農業委員会の総会を開会させていただきます。

なお、会長及び会長職務代理が決まるまでは、「地方自治法第 1 0 7 条」の規定を準用し、年長の委員に臨時の議長をお願いしたいと思いますがよろしいでしょうか。

(「異議なし。」と呼ぶ者あり)

事務局 それでは本日の出席委員の中で年長委員は、増田委員になりますので、増田委員に臨時議長をお願いしたいと思います。増田委員、議長席に移動をお願いします。

増田委員 ただいま、ご指名をいただきました増田でございます。臨時に議長の職務を行いますので、皆様のご協力をお願いします。事務局から話がありましたとおり、会長及び会長職務代理が決まるまで、私のほうで進行をさせていただきますのでよろしくお願いします。

 それでは、議事日程第1「会長の互選」について、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは会長の互選について説明します。農業委員会等に関する法律第5条により、「農業委員会に会長を置く」ということになっており、第5条の2項では「会長は、委員が互選した者をもつて充てる」ということになっております。互選とは、「構成員の中から互いに選挙して選ぶこと」でありますから、「投票による方法」が原則ですが、地方自治法第118条第2項及び第3項を準用し、投票を行わず全員の同意により指名した者を選ぶ「指名推選による方法」によることも認められています。以上で「会長の互選」について説明を終わります。

増田委員 それでは皆様のご意見をお伺いしたいと思います。事務局から説明がありましたように互選につきましては、「投票による方法」と「指名推選による方法」がありますが、どちらの方法がいいのか、ご意見等ありませんか。

 (「指名推選」をお願いします。」 と呼ぶ者あり。)

増田委員 ただいま、「指名推選」とございましたが、会長の互選は、「指名推選による方法」で決定することにご異議ございませんか。

 (「異議なし。」と呼ぶ者あり。)

増田委員 はい、それでは異議なしということで、会長の互選は、「指名推選による方法」で行うことにいたします。

 続いて、自選、他薦を問わず、会長に適任と思われる方の推選をお願いしたいと思いますが、どなたかいないでしょうか。

西委員 西です。前回、会長であった川島委員が適任と思われるので、川島委員を会長に推選します。

増田委員 ただいま、川島委員を推選するとの発言がありましたが、ほかに推選はありませんか。

 （意見なし）

増田委員 それでは、お諮りします。指名推選による場合は、皆様全員の同意が必要となりますが、川島委員を会長とすることにご異議ありませんか。

 （「異議なし。」と呼ぶ者あり。）

増田委員 はい、それでは異議なしということで、川島委員を波佐見町農業委員の会長に決定いたします。会長が決定しましたので、ここで議長を川島会長と交代いたします。委員各位のご協力により、無事に臨時の議長の重責を果たすことができました。ありがとうございました。

 （議長交代）

事務局 増田委員、臨時議長、大変お疲れさまでした。ありがとうございました。それでは、会長に決定した川島委員、ご挨拶をお願いいたします。

川島会長 （会長あいさつ）

事務局 ありがとうございました。これ以降の議事の進行につきまして、川島会長をお願いしたいと思います。川島会長、よろしく願いいたします。

川島会長 はい、それでは議事を進めさせていただきます。議事日程第２「会長職務代理の互選」について、事務局から説明をお願いします。

事務局 はい、ご説明いたします。会長職務代理の互選につきましては、農業委員会等に関する法律第５条第５項に、「会長が欠けたとき又は事故があるときは、委員が互選した者がその職務を代理する。」と規定されています。会長職務代理の互選の方法は、会長互選と同様「投票による方法」が原則ですが、地方自治法第１１８条第２項及び第３項を準用し、投票を行わず全員の同意により指名した者を選ぶ「指名推選による方法」によることも認められています。以上で「会長職務代理の互選」について説明を終わります。

川島会長 それでは皆様のご意見をお伺いしたいと思います。事務局から説明がありましたように互選につきましては、「投票による方法」と「指名推選による方法」がありますが、どちらの方法がいいのか、ご意見等ありませんか。

（「指名推選」をお願いします。」 と呼ぶ者あり。）

川島会長 ただいま、「指名推選」とございましたが、会長職務代理の互選は、「指名推選による方法」で決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし。」と呼ぶ者あり。）

川島会長 はい、それでは異議なしということで、会長職務代理の互選は、「指名推選による方法」で行うことにいたします。

 続いて、自選、他薦を問わず、会長職務代理に適任と思われる方の推選をお願いしたいと思いますますが、どなたかいないでしょうか。

山本委員 山本です。農業委員を再任されている西委員が適任と思われますので、西委員を会長職務代理に推選します。

川島会長 ただいま、西委員を推選するとの発言がありましたが、ほかに推選はありませんか。

(意見なし)

川島会長

それでは、お諮りします。指名推選による場合は、皆様全員の同意が必要となりますが、西委員を会長職務代理とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし。」と呼ぶ者あり。)

川島会長

はい、それでは異議なしということで、西委員を波佐見町農業委員の会長職務代理に決定いたします。それではここで、会長職務代理に決定した西委員は前の席に移動していただき、ご挨拶をお願いいたします。

(会長職務代理あいさつ)

川島会長

ありがとうございました。それでは日程第3「議席の決定」について事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、議席の決定でございますが、添付をしております資料の波佐見町農業委員会会議規則第5条で、「委員の議席は、会長が定める」となっていますが、どのような方法がよろしいか協議をお願いいたします。

参考として、例年13番と14番は慣例で、14番が会長、13番が会長職務代理の議席となっております。また、1番から12番までの議席については、地区順で議席を決定しています。

なお、同じ地区に2名以上いる地区においては、氏名の五十音順で議席を決定してはどうかと思います。以上、協議をお願いします。

川島会長

ただいま事務局から説明がありましたように、まず13番、14番については14番が会長、13番が会長職務代理ということにさせていただいて、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

川島会長

それでは、１４番が「会長」、１３番が「会長職務代理」にさせていただきます。続きまして、１番から１２番までの議席の決定の方法についてですが、地区順で並んでいき、同じ地区に２名以上いる地区においては、氏名の五十音順で議席を決めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

川島会長

異議なしという声がありましたので、調整した議席順を事務局の方から説明をお願いします。

事務局

それでは、調整した議席順を一番から順に発表させていただきます。

1 番「小林孝幸」委員、2 番「楠田孝夫」委員、3 番「山本忍」委員、
4 番「田中孝喜」委員、5 番「田島正孝」委員、6 番「増田京子」委員
、7 番「高尾晃」委員、8 番「谷村英里子」委員、9 番「村川浩記」委
員、10 番「松下喜光」委員、11 番「山口泰」委員、そして13 番は
会長職務代理の「西秀敏」委員、14 番は会長の「川島博昭」委員とい
うことになります。

次回の委員会から、名前と議席番号を書いたプレートを机の上に置きますので、そちらに座って頂くようになります。以上、説明を終わらせていただきます。

川島会長

議席につきましては、以上のようなことで決定させていただきます。

続きまして、日程第４ 「議事録署名人の指名」について事務局から説明をお願い致します。

事務局

議事録につきましては、本日の総会を含めまして、全ての総会でその内容を録音し、後日事務局でそれをもとに議事録を作成します。

また、波佐見町農業委員会会議規則の第 20 条に「議事録には議事のほか、開会及び閉会の日時、出席、欠席の委員の番号及び氏名並びに会長において必要と認める事項を記載しなければならない。」とあり、同条第 2 項には、「議事録には、会長及び会議で定めた 2 人以上の委員が署名しなければならない。」とあります。

従いまして、総会の時には議題に入る前に予め議事録署名人2名を指

名して、後日議事録を作成した後に署名をお願いするという段取りになっています。本日の総会は、改選後初の総会となりますので、1番から順番に2名の指名が理想的ではないかと思います。

川島会長

ただいま事務局から説明がありましたが、議席番号順にそれぞれ2名ずつということで進めさせていただきますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

川島会長

それでは、今回は1番からということで、1番の「小林」委員と、2番の「楠田」委員をお願いします。

続きまして、日程第5「農地利用最適化推進委員の委嘱」について事務局から説明をお願いします。

事務局

日程第5「農地利用最適化推進委員の委嘱」について説明します。

まず、お手元の申込状況をご覧ください。農地利用最適化推進委員については、町内を10地区に分けて各地区1名の定数10名で募集を行ったところ、それぞれ1名ずつの推薦があり、また、地区を重複することなく定数10名を超えることがございましたので、書類審査を行い、候補者として10名を選考したものです。

それでは候補者についてご紹介いたします。「候補者の概要」をご覧ください。

(概要書により候補者を紹介)

以上が「候補者の概要」となります。なお、農地利用最適化推進委員につきましては、農業委員会の会長が委嘱することとなっておりますので、今回、承認を得るものでございます。以上で日程第5の説明を終わります。ご審議方、よろしくお願いします。

川島会長

ありがとうございました。

ただ今の事務局からの説明につきましてご意見、ご質問等はございませんか。

(意見なし)

川島会長

他にご意見・ご質問等がないようでございますので、10名の候補者を農地利用最適化推進委員として承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし。」と呼ぶ者あり。)

川島会長

はい、それでは異議なしということで、承認いただきましたので、10名の方を農地利用最適化推進員に委嘱することといたします。

以上で本総会に付された案件はすべて終了しましたが、事務局から本日の今後のながれについて説明をお願いします。

事務局

本日はこの後、推進委員への委嘱状交付を行い、研修会を開催した後、最後に8月の広報紙に掲載する集合写真を撮ります。

10時30分から委嘱状交付を行いますので、時間前に再び集合をお願いしたいと思います。

川島会長

以上をもちまして、本日の農業委員会の初総会を閉じます。

*終了後、会長の号令により起立、解散のあいさつ。